

M&Aや事業承継の局面において採用される法務スキームは、「**資産を承継対象とするもの**」と「**支配権(株式や持分)を承継対象とするもの**」の二つに大別できます。

一般的に資産承継型では事業譲渡及び会社分割が活用され、支配権承継型では株式譲渡、株式交換及び株式移転、更には、資産及び支配権の双方を引き継ぐものとして合併が活用されます。

いずれのスキームに基づきどの手続を選択すべきかは、法務面も然る事ながら税務面からの検証・考察がこれらの判断に際して大きな鍵を握るというのが、M&A等の法務手続に携わる一法務実務家としての実感です。

他方で、上記のスキームや手続の選択にかかわらず、M&A等の局面において往々にして・しばしば浮上してくる法務的な問題が、**当事会社の株主に関するものです**。具体的には、株主の特定、株主の属性及び当事会社と株主との関係です。これらの問題が、M&A等を円滑に進めていくうえでの**大きな障害となります**。

例えば、株主を特定できない=自社のオーナーを当の会社自身が把握できていないケースです。外部株主が亡くなった事実は判明したものの、その株主の配偶者や子供等とは接点がなかつたため株式を承継した相続人が確認できない事例や、業界の仲間内同士で株の持ち合いをしていたところ相手方企業が倒産し、株式を取り返す間もなく破産手続が終結してしまい会社登記簿も閉鎖されていた事案にも遭遇しました。

ホームスキームと M&A



森田良彦氏



プラス司法書士法人 パートナー司法書士

会社登記・会社法を得意分野とし、
安心・誠実、そしてスピーディーな
対応は抜群!

その他に、株主の属性に関するものですが、創業者一族の株主の中に認知症を患われている方がおられ、株式譲渡契約の締結に耐えうる状態にないことが、クロージングを間近に控えた段階で判明し対応に苦慮したことが記憶に新しいところです。

当事会社と株主との関係でもっともシビアな事案は、いわゆる「喧嘩別れ」をした元役員が株式を保有したまま譲渡に応じないため当該会社がM&Aの機を逸し、結果双方弁護士を立てての「泥仕合」(訴訟合戦)に発展したものでした。この問題の処理のために費やされる時間、労力、費用等のコストを想像するにつき、事前の対策が講じられていなかつたことが悔やまれてなりません。

上記で触れました株式・株主をめぐる諸問題に対する「処方箋」=法務手続は一定の範囲で用意されておりますが、事案によっては100%の結果を得られなかつたり、結果を得るまでに長い期間(5年以上)を要したり、あるいは上記の元役員と会社間の紛争のように為す術がないようなケースもあり到底万全とはいえないかもしれません。

今年6月に公布された改正会社法では、改正の主要項目のひとつとしてスクイーズ・アウト=少数株主の排除に関する新制度の創設や既存手続の整備等、これらの問題に対応する法的なインフラが整えられつつありますが、これらの手続の「お世話にならない」ための事前の取組み・対策の良し悪しが、円滑なM&Aや事業承継を進めていくための「要」(かなめ)であることを、過去の事例・事案を思い返すにつき切に感じる次第です。